

座席指定券取扱規則 目次

1. 総則

- 第1条 目的
- 第2条 変更
- 第3条 座席指定券の定義
- 第4条 適用範囲
- 第5条 用語の意義
- 第6条 契約の成立時期および適用規定
- 第7条 座席指定券の券面
- 第8条 旅客の同意
- 第9条 予約サイトの利用環境
- 第10条 予約サイトの取扱時間・利用制限または停止
- 第11条 予約サイトの順守事項

2. 座席指定券の発売

- 第12条 座席指定券の発売箇所
- 第13条 座席指定券の発売日時・範囲
- 第14条 購入枚数
- 第15条 旅客の着席を伴わない購入の禁止

3. 座席指定料金

- 第16条 座席指定料金
- 第17条 支払方法

4. 座席指定券の使用

- 第18条 座席指定車両への乗車
- 第19条 座席指定券の効力
- 第20条 座席指定券の様式
- 第21条 座席指定券の確認

5. 変更・払戻し

- 第22条 使用中の座席指定券の変更

6. 遅延・運行不能・車両不備

- 第23条 座席指定列車の遅延・運行不能
- 第24条 座席指定車両の不備
- 第25条 接続列車の遅延・運行不能

7. 無効

- 第26条 座席指定券が無効となる場合
- 第27条 座席指定券の不正使用旅客に対する増料金の収受
- 第28条 座席指定券の無札旅客に対する増料金の収受

8. 紛失

- 第29条 座席指定券の紛失

座席指定券取扱規則

2024.11.1 現在

1. 総則

【目的】

第1条 この規則は、阪急電鉄株式会社(以下、「当社」という)線において、座席指定車両を利用する旅客の取扱いについて、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【座席指定券の定義】

第3条 座席指定券は、旅客がその券面に記載されている座席指定車両に乗車し、座席に着席する権利を有することを証するものをいう。

【適用範囲】

第4条 座席指定券による当社線の旅客の取扱いについては、この規則のほか、「PRIVACE 座席予約サイト会員規約」、「PRIVACE 座席予約サイト利用規約」の定めるところによる。

2 この規則が変更された場合、以後の座席指定券による当社線の旅客の取扱いについては、変更された規則の定めるところによる。

3 当社線の旅客の取扱いに関し、この規則に定めのない事項については、旅客営業規則(以下、「営業規則」という)等の定めるところによる。

【用語の意義】

第5条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 情報端末

インターネットに接続しているパソコン、スマートフォン、タブレット等の情報端末をいう。

(2) 予約サイト

座席指定券を発売している「PRiVACE 座席予約サイト」をいう。

(3) Web 予約

予約サイトにおいて、座席指定券を購入または変更することをいう。

(4) 購入番号

座席指定券購入の単位で割り当てられる、固有の番号をいう。

(5) 会員

阪急阪神ホールディングスグループならびにその提携先が提供するサービスを受けることができる、「HH cross ID」をはじめとする阪急阪神グループ共通のアカウント(以下、「共通 ID」という)の利用登録を完了し、当社が制定する「PRiVACE 座席予約サイト会員規約」を承諾のうえ、予約サイトを利用するお客様をいう。

(6) 一時利用者

前号に規定する共通 ID の利用登録を行うことなく、当社が制定する「PRiVACE 座席予約サイト利用規約」を承諾のうえ、予約サイトを利用するお客様をいう。

(7) 車内発売

座席指定車両内で、係員より座席指定券を購入することをいう。

(8) 座席指定車両

乗車するときに、当該車両に有効な座席指定券を必要とする車両をいう。

(9) 座席指定列車

座席指定車両を組み入れた編成の列車をいう。

(10) 接続列車

Web 予約した座席指定列車を利用する目的で、乗車駅の時刻表に表示している発車時刻に合理的に間に合うように、当該駅まで利用する当社線の列車をいう。

【契約の成立時期および適用規定】

第6条 Web 予約による座席指定券に関する契約は、情報端末の操作により予約サイトで座席指定券の購入手続きをし、予約サイトから購入情報を当該情報端末に返信した時に成立する。

2 車内発売による座席指定券に関する契約は、旅客が座席指定料金を支払い、当社の定める証票の交付を受けた時に成立する。

3 前2項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定による。

【座席指定券の券面】

- 第7条** Web予約による座席指定券は、購入情報に基づいた乗車日・列車番号・乗車区間・座席番号等が表示または印刷されたものを券面として取り扱う。
- 2 車内発売による座席指定券は、旅客に交付した証票に表示された乗車日・列車番号・乗車区間・座席番号等を券面として取り扱う。

【旅客の同意】

- 第8条** 座席指定車両に乗車する旅客は、この規則およびこの規則に基づいて定められた規定(第2条により変更された場合における変更後のものを含む)を承認し、かつ、これに同意したものとする。

【予約サイトの利用環境】

- 第9条** Web予約を行う会員ならびに一時利用者は、必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を、自らの責任において準備、維持しなければならない。
- 2 Web予約を行う会員ならびに一時利用者は、予約サイトの利用にあたって必要となる通信費等を、自らの責任において負担しなければならない。

【予約サイトの取扱時間・利用制限または停止】

- 第10条** 予約サイトは24時間利用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、メンテナンスその他の理由により、予約サイトの利用を制限または停止することがある。
- 3 前項に規定する予約サイトの利用制限または停止に対し、当社は一切の責任を負わない。

【予約サイトの順守事項】

- 第11条** 予約サイトにおけるWeb予約の手続き、その他順守する事項については、「PRiVACE座席予約サイト会員規約」および「PRiVACE座席予約サイト利用規約」によるものとする。

2. 座席指定券の発売

【座席指定券の発売箇所】

- 第12条 座席指定券は、予約サイトにおいて発売する。
2 前項の規定にかかわらず、座席指定車両内において発売することができる。

【座席指定券の発売日時・範囲】

- 第13条 予約サイトで発売する座席指定券は、利用を希望する座席指定列車への乗車日の14日前から、乗車当日の乗車駅の時刻表に表示している発車時刻の1分前まで購入することができる。
2 Web予約による座席指定券は、乗車日・列車番号・乗車区間・座席を指定して発売する。
3 車内発売による座席指定券は、当該座席指定車両において有効なものに限って発売する。

【購入枚数】

- 第14条 予約サイトで発売する座席指定券は、同一行程(同一日・同一列車・同一区間)で利用する場合に限り、複数人での利用を目的として、最大4席分まで一括で購入することができる。

【旅客の着席を伴わない購入の禁止】

- 第15条 座席指定券は、旅客の着席を伴わない購入を禁止する。

3. 座席指定料金

【座席指定料金】

第16条 座席指定券の料金は、1座席につき500円とする。

【支払方法】

第17条 予約サイトで座席指定券を購入するときは、クレジットカード決済またはコード決済により座席指定料金を支払う。

2 車内発売による座席指定券を購入する旅客は、現金またはIC証票により座席指定料金を支払う。

4. 座席指定券の使用

【座席指定車両への乗車】

第18条 座席指定車両は、当該車両に有効な座席指定券を有する旅客が乗車することができる。

2 座席指定券を有していない旅客は、当該座席指定車両に着席できる空席があり、かつ車内発売による座席指定券の購入を目的とする場合に限り、乗車することができる。

【座席指定券の効力】

第19条 座席指定券は、その券面に記載された乗車日・列車番号・乗車区間・座席番号等において、1座席1名の利用に限って有効とする。

2 座席指定券を有する旅客に同行する乳児および幼児に限り、着席する当該旅客の膝の上等で一緒に着席することができる。

【座席指定券の様式】

第20条 座席指定券の様式は、当社が定める。

【座席指定券の確認】

第21条 座席指定車両に乗車している旅客は、係員の請求があるときは、いつでも座席指定券の券面を呈示して、その確認を受けなければならない。

2 前項の規定により、係員から座席指定券の券面の呈示を求められたにもかかわらず、旅客の責任となるべき事由により券面の確認ができなかった場合は、別途座席指定料金を支払わなければならない。

5. 変更・払戻し

【使用中の座席指定券の変更】

第22条 券面に指定された座席指定車両に乗車中の旅客は、座席割当に支障がない場合に限り、当該車両内において次の各号に掲げる変更を、係員に請求することができる。

(1) 座席変更

使用中の券面に表示された座席を、同じ車両の別の座席に変更する。

(2) 乗車区間変更

使用中の券面に表示された乗車区間の着駅を、同一乗車方向の当該着駅以外の駅に変更する。

2 券面に指定された座席指定車両に乗車中の旅客は、その座席指定券の払戻しを請求することはできない。

6. 遅延・運行不能・車両不備

【座席指定列車の遅延・運行不能】

- 第23条** 座席指定券を有する旅客が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その座席指定券を無手数料で払戻しする。
- (1) 座席指定券の券面に表示された列車の終着駅到着時刻が、30分以上遅延したとき、または30分以上の遅延が見込まれるとき
 - (2) 座席指定券の券面に表示された列車が、運行不能になったとき
- 2 Web予約による座席指定券の前項の規定による払戻しの手続きは、対象となるすべての会員ならびに一時利用者に対して当社が自動で行うものとし、払戻しによる返金の取扱いは、予約サイトで座席指定券を購入したときと同一の決済方法により行う。
- 3 車内発売による座席指定券の第1項の規定による払戻しは、現金により行う。

【座席指定車両の不備】

- 第24条** 座席指定券を使用する旅客が、当該座席指定車両の不備等により、当該券面に表示された全区間または一部区間について、当該座席指定車両に乗車ならびに着席することができなくなったときは、その座席指定券を無手数料で払戻しする。
- 2 Web予約による座席指定券の前項の規定による払戻しの手続きは、対象となるすべての会員ならびに一時利用者に対して当社が自動で行うものとし、払戻しによる返金の取扱いは、予約サイトで座席指定券を購入したときと同一の決済方法により行う。
- 3 車内発売による座席指定券の第1項の規定による払戻しは、現金により行う。

【接続列車の遅延・運行不能】

- 第25条** 接続列車が遅延・運行不能となったことにより、Web予約した座席指定列車の出発に間に合わなかった場合は、次の各号のいずれかの取扱いを請求することができる。
- (1) 後続列車への変更
 - 同日の後続列車の座席指定車両に空席がある場合は、当該車両内において、係員により当該車両の座席へ変更の取扱いを行う。
 - (2) 払戻し
 - 同日の後続列車の座席指定車両に空席がない場合や、座席指定車両を連結していないなどにより座席指定車両を使用できなかった場合は、その座席指定券を無手数料で払戻しする。
- 2 前項第2号に規定する払戻しを請求する場合の手続きは、別に定める。

7. 無効

【座席指定券が無効となる場合】

第26条 次の各号いずれかに該当する場合は、無効として取り扱う。

- (1) 券面の表示事項が不明となった座席指定券を使用したとき
- (2) 座席指定券の券面で指定された以外の列車に使用したとき
- (3) 座席指定券の券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
- (4) 係員の承諾を得ずに、座席指定券の券面に表示された区間以外の区間を乗車したとき
- (5) 座席指定券を不正乗車の手段として使用したとき

2 偽造した座席指定券を使用した場合は、無効として回収する。

【座席指定券の不正使用旅客に対する増料金の収受】

第27条 前条第1項の規定により、座席指定券を無効として取り扱った場合、および同第2項の規定により回収した場合は、当該旅客から座席指定料金とその2倍に相当する額の増料金とを合わせて収受する。

【座席指定券の無札旅客に対する増料金の収受】

第28条 旅客が、次の各号のいずれかに該当する場合は、座席指定券の無札旅客として、座席指定料金とその2倍に相当する額の増料金とを合わせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、座席指定券を有しないで座席指定車両に乗車したとき
- (2) 座席指定券の確認のときに、その券面の呈示を拒んだとき

8. 紛失

【座席指定券の紛失】

第29条 座席指定券は、紛失しても再発行しない。